

市民人権講座「職場における人権」 ～職場内で発生するハラスメント～

昨年12月6日に、サンデルタ香良洲で市民人権講座を開催し、反差別・人権研究所みえ事務局次長の本江優子さんに講演していただきました。

本江さんは、始めに世界人権宣言を紹介し、差別はあってはならないことを繰り返し強調されました。続けて「ハラスメントは身近な問題です。直訳すると嫌がらせです。嫌がらせをしようと思図しなかったとしても、相手に不快感を与えたり困らせたりする言動や態度がハラスメントです。まず、私たちは、ハラスメントは人権侵害だという認識を持たなければなりません」と話されました。他にもこの講演を通して、いくつか印象的なお話がありました。

例えば、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、発生の原因や背景の1つには「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という男女の性別役割分担意識が考えられます。セクシュアル・ハラスメントをなくしていくためには、まずこの意識を払拭していく必要があります。

また、職場におけるパワー・ハラスメントは、

上司などが指導のつもりで言った言葉が人格を否定してしまっている場合などに起こります。大切なのは、職務上必要かどうかを見極めることです。そのため、指導する立場にある人は常に何のために指導するのか、何を指導するのか、自分自身の指導が適切なのか確認することが大切です。マニュアル化して職場全体で共有することも必要です。そうしないと誰でもいとも簡単に加害者側に立ってしまうからです。

そして、ハラスメントを受けた時は、一人で悩まないことも大切です。もし、そんな人を見かけたら声をかけることができる社会にしていきたいと思います。津市としても相談窓口の周知に努め、相談・支援体制の充実を図っています。

参加者からは「人により捉え方はさまざまなのでいつも想像力を働かせて人と関わっていきいたい」「自分自身を見つめ直すことの大切さを実感した」との意見がありました。

私たち一人一人が、人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権感覚を磨きながら、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を一緒にめざしていきましょう。



第41回全国中学生人権作文コンテスト 三重県大会表彰式が開催されました

昨年12月10日に、三重県人権センターで表彰式と朗読会が開催されました。この大会は、津地方法務局と三重県人権擁護委員連合会の主催で、中学生が人権尊重や基本的人権について考え豊かな人権感覚を身に付けることを目的としています。

表彰された作品の一つに、相手を知ることの大切さをテーマにした話がありました。この作文を書いた生徒は、全てがきっちりしていないと不安になり、言葉でうまく伝えられないと、さらにパニックになり自分を傷つけてしまう伯父を見て心が痛む、可哀想かわいそうとっていました。

その伯父は地域の学校に通っていたとき、差別の目を向けられたこともあったといいます。それでも家族は近所の子どもを家に呼んで、積極的に周囲の人たちと交流し、伯父が地域から孤立せずに自然に受け入れられるつながりをつくりました。この生徒は、そのような家族の話を聞くうちに、伯父のことを知らず知らずのうちに下に見ている自分がいたことに気づき、自らに問いかけま

す。「この社会は、誰にとっても優しく、生きやすい社会とっていいのだろうか。その人の世界や可能性が狭められていないだろうか」と。

そして、「初めは『可哀想』でいいよ。自分がそう感じるんだから。でも、どうして可哀想なのか、可哀想じゃなくするにはどうすればいいか、可哀想がその人を知るきっかけになればいいよね」というお母さんの言葉から、相手のことを知ることによって人と人がつながっていけば、誰もが安心して個性を発揮できる社会が築けるのではないかと考えていきます。

また、この生徒は「心ない言葉や冷たい視線を受けたことがある伯父さんは可哀想だと思う。でも、簡単に可哀想と感じて終わるのではなく、『なぜ?』と感じられる自分でいたい。そして『じゃあ、どうする?』と行動に移せる私でありたい」と続けました。

中学生の皆さんがこのように日常生活の中で気付いたり考えたりした姿勢に、私たちも学び、互いに認め合える社会をつくっていきましょう。

※中学生人権作文の入賞作品は、3月下旬以降に三重県立図書館などで閲覧できます。

